

メータの隔測装置設置条件

1 費用負担

メータの隔測装置（以下「隔測装置」という。）に関する次の費用は全て都に届け出た費用負担者又は、費用負担者名簿に記載された者が連帯して負担します。

- (1) 隔測装置の設置、維持管理及び更新・改良に要する費用
- (2) メータに係る次の費用
 - ① 電子式メータと普通メータとの購入価格の差額
 - ② メータの異状に伴い取り換えるための都が定めた費用
 - ③ 設置、取り換え作業に要する費用

2 型式及び構造

- (1) 型式
電子式水道メータ型集中検針方式
- (2) 構造
電子式水道メータ、集中検針盤及び配線等によって構成

3 工事の施行

隔測装置に関する工事（維持管理、改良を含む。）は、都が定める工事基準に従い、指定された業者に行わせます。

4 設計審査・工事検査

指定業者が隔測装置の設計、工事を施行するときは、着手前に都の設計審査を受け、完成後に工事検査を受けます。

5 維持管理

隔測装置は、善良な管理者の注意をもって、次の維持管理を行います。

- | | |
|----------------|------|
| (1) 中継端子盤の点検 | 1回/年 |
| (2) 中継器の点検 | 1回/年 |
| (3) 集中検針盤の点検 | 1回/年 |
| (4) 集中検針盤内外の清掃 | 1回/年 |
| (5) プリンタ用紙の補給 | 随時 |

以上のほか、随時点検を行い、異状を発見したとき、又は都からの異状の通知を受けたときは、直ちに指定業者に点検及び修繕を行わせます。

この場合、施工後都に届け出ます。

6 装置の更新

メータを除く隔測装置は、設置後次の期間を経過したとき、一部又は全部を更新します。

また、都から通知があった場合は、この期間内であっても、その指示により必要な改良を行います。

配線等・集中検針盤・中継端子盤 …………… 24年

7 装置に関する調査

隔測装置に関し、都が管理上必要があると認めたときは、設置箇所等に立ち入り、構造ならびに使用材料等の調査を行うことを承諾します。

8 施行業者との契約

隔測装置の瑕疵担保期間経過後についても、3で指定した施行業者と維持管理に関する契約を結びます。

9 メータの設置及び取り換え

メータの設置及びメータの異状、有効期限によるメータの取り換えは、都の指示を受けて施行業者に行わせます。

10 使用水量の計量及び料金の計算

隔測装置による使用水量の計量及び料金の算定に関することは、都に一任します。

11 装置の撤去

隔測装置を撤去するときは、都に事前に届け出、この場合の費用についても都に届け出た費用負担者が負担します。

12 申請内容の変更

隔測装置を設置した際の申請内容に変更が生じる場合は、あらかじめ都に届け出ます。

13 条件に適合しなくなった場合の措置

この条件に適合しなくなった場合及びこの条件に基づく都の指示に反した場合は、東京都給水条例、東京都給水条例施行規程等に基づいた都の措置に従い、これに要する費用の全てを負担します。

14 設置条件の周知徹底

前記各号の条件を水道使用者及び関係者に周知徹底し、隔測装置に起因する紛争などについて、いっさい都に迷惑をかけません。